

手数料表

- ・ 求職者から徴収する手数料等はありません。
- ・ 求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）を上限として申し受けます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0 円
特定の条件による特別の求職者の受付に係る事務費用	手数料負担者は 求人者 実費によるとします。
求人・求職の申込を受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 0 % 手数料負担者は 求人者 とします。

許可番号： 46-ユ-300082

鹿児島県出水市大野原町 854-5

事業所名： マルイ事業協同組合

返戻金制度に関する事項

当組合で紹介した求職者が雇用開始日より 6 ヶ月以内に本人の責めに帰す事由により退職に至った場合、求人者及び当該者に退職事由を確認後、求人者より支払われた紹介手数料から以下に定める金額を返戻いたします。

期間	返戻の率
雇用開始から 1 ヶ月未満の退職	紹介手数料の 80%
雇用開始から 3 ヶ月未満の退職	紹介手数料の 50%
雇用開始から 6 ヶ月未満の退職	紹介手数料の 10%

※6 ヶ月以上経過後の退職については、返戻金はありません。

但し、求職者に対する処遇や労働条件が、採用決定時の労働条件と著しく異なる等、求人者の責めに帰す事由による退職の場合は、この限りではありません。

許可番号： 46-ユ-300082

鹿児島県出水市大野原町 854-5

事業所名： マルイ事業協同組合